



労組周辺動向 No.123

2021年10月1日現在

1. 法・政策

(1) 最大4週間で分割取得も可能な「男性産休」が来秋に開始：閣議決定

今年6月に成立した改正育児・介護休業法で設けられた「男性産休」のしくみが、来年10月1日から始まることになった。21日、閣議決定された。母体にダメージが残る出産直後の時期に、父母がそろって育児と向き合えるようにするねらいだ。従来の育休とは別に取得することができる。

男性産休は、子どもの生後8週間以内に最大4週間まで父親が育休を取れるようになるしくみ。妻の出産時と退院後に分けて休むニーズも想定し、分割して2回まで取ることができる。従来の育休も、来年10月からは2回に分割できるようになる。父親は男性産休と合わせれば最大4回まで分けて休めることになる。

従来の育休は取得中の仕事を認めていないのが取得のハードルになっているとの指摘もあった。男性産休は事前に社内で労使協定を結んだうえで働き手側が望めば、育休中に一定の仕事をするのを認める。取得を会社に申し出る期限も取得の2週間前までとし、従来の制度より短くした。

(2) 新「新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了」 2021年9月28日 内閣官房

https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_houkoku_20210928.pdf

2. 法違反・闘い

(1) 非常勤講師の直接雇用への切り替え検討—大阪大学

大阪大学は、業務委託契約を結んで授業をしている非常勤講師について、直接雇用へ切り替えることを検討する方針を学内に示した。

大阪大学は「個別の実態に応じて労働契約に切り替えることを視野に入れた制度設計に早急に取り組む」との方針を学内に示した。労働組合が、大阪大学が講師と業務委託契約を結んでいる現状について、「労働契約ではないので大学は簡単に契約を打ち切れる」として、より安定した直接雇用への切り替えを求めている。文部科学省も阪大の実態を調査していた。

(2) 保健所職員自ら労働基準監督に通報：「過労死寸前」「昼夜なく緊張状態」

新型コロナウイルスの感染拡大で保健所の忙しさが長期化するなか、埼玉県越谷市保健所で労働基準法に違反する超過勤務が疑われる職員が複数いるなどとして、市保健所の女性職員が春日部労働基準監督署に通報し、改善指導を求めた。通報を受け、市は労基署と相談しながら改善を目指す考えを示した。

新型コロナの感染者が増え始めた昨年 3 月ごろから、埼玉県内の保健所職員の長時間労働が常態化している。

(3) 名古屋市立大学が、職員に残業代などを支払わず労働基準監督から是正勧告

名古屋市立大が、事務職員に残業代の一部を支払わないサービス残業をさせていたなどとして、名古屋東労働基準監督署から労働基準法違反などで是正勧告を受けていたことが判明した。

労働基準監督署は 8 月上旬、大学本部職員約 100 人を対象に調査。職員への残業代や深夜手当などの未払いのほか、年次有給休暇を法定数取得していない職員がいると指摘。労働時間をタイムカードなどの客観的方法で把握していなかった。また、産業医交代の労基署への未報告や健康診断結果の記載不備など労働安全衛生法違反も指摘された。

3. 情勢・統計

(1) 「LGBTQ+」該当者 6・6%、ハラスメントの実態も：自治労調査

自らが「LGBTQ+」（性的少数者）に該当すると答えた人は 6・6%。自治労が組合員を対象に行った調査で、そんな結果が出た。少なくない性的少数者が職場でハラスメントを受けている実態も浮かび上がった。

自治労は今年 4～6 月に調査を行なった。組合員約 6 万 5 千人が対象で、うち約 1 万 9 千人から有効回答を得た。

目立ったのは、LGBTQ+の人がハラスメントを受けた経験の多さだ。

たとえば「身体や容姿をばかにされた」「男・女らしくないと言われた」「結婚について必要以上に質問された」などのジェンダーハラスメント。飲み会を含む仕事場で過去 5 年、こうしたハラスメントを経験した LGBTQ+は 38・9%で、女性（21・3%）の約 2 倍。セクハラも女性の約 2 倍の多さだった。

「おかま・レズなどと言われた」「同性愛は自然に反すると言われた」「出生時の性別の制服を強制された」などの SOGI（性的指向・性自認）ハラスメント。飲み会を含む仕事場で過去 5 年間に経験した性的少数者は 7・9%で、ほかの人の（0・8%）の約 10 倍にのぼった。

職場環境をめぐるのは、「職場の同僚が性別を変えた人だった場合」に対して「嫌ではない」

が 90・9%を占めた。ただ、「職場でカミングアウトしている」と答えた LGBTQ+の人は、1・9%にとどまった。

自治労は調査結果を自治体の政策に生かしてもらうため、10月にも提言をまとめる。

(2) 長時間労働など仕事が原因での亡者数は年間 190 万人近く—WHO など推定

WHO＝世界保健機関と ILO＝国際労働機関は、長時間労働や仕事でのけがなどが原因で亡くなった人の数が、2016 年の 1 年間に世界で 190 万人近くに上ったとする推計を公表し、各国の政府や企業などに対して対策を求めている。

WHO と ILO は、世界で、長時間労働や仕事でのけがなど、仕事が原因で亡くなった人の推計を初めて公表した。

それによると、2016 年の 1 年間に 187 万 9890 人が亡くなったとみられるとしている。

最も多かったのが、週に 55 時間以上働き心臓病や脳卒中などで亡くなった人で 74 万人余り、次いで、鉱山や建設現場で就業中に有毒な排気ガスや煙を吸ったことなどが原因で亡くなった人が 45 万人余り、またけがをして亡くなった人は 36 万人余りに上るとされている。

要因別に見ると、COPD＝慢性閉塞（へいそく）性肺疾患がおよそ 45 万人、脳卒中がおよそ 40 万人、虚血性心疾患がおよそ 35 万人だった。

WHO のテドロス事務局長は「これほど多くの人たちが仕事が原因で命を失っているのはショックなことだ。報告書は、労働者の健康状況と安全管理を改善し守っていくための警告だ」と述べ、各国の政府や企業などに対して対策を求めている。

"WHO/ILO: Almost 2 million people die from work-related causes each year"

https://www.ilo.org/global/about-the-ilo/newsroom/news/WCMS_819705/lang-en/index.htm

https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_dialogue/---lab_admin/documents/publication/wcms_819788.pdf

(3) 高齢者 3 6 4 0 万人、世界最高の 2 9 %… 4 人に 1 人が就労

総務省は 20 日の敬老の日に合わせ、65 歳以上の高齢者の推計人口（9 月 15 日現在）を発表した。高齢者は前年比 22 万人増の 3 6 4 0 万人、総人口に占める割合は同 0・3 ポイント上昇して 2 9・1 % となり、いずれも過去最高を更新した。働く人全体に占める高齢者の割合も過去最高となっており、政府は高齢者の就労環境の整備を進めている。

高齢者の男女別内訳は男性 1 5 8 3 万人、女性 2 0 5 7 万人。世代別では 70 歳以上は前年

比61万人増の2852万人、80歳以上は同46万人増の1206万人となった。一方で、日本の推計人口（9月15日現在）は1億2522万人で、前年より51万人減少した。

国連の調査では、2021年の総人口に占める高齢者の割合は日本がトップで、2位がイタリア（23・6%）、3位がポルトガル（23・1%）などとなっている。

今年1月公表の労働力調査を基にした総務省の集計では、2020年の高齢者の就業者数は前年比14万人増の906万人で、比較可能な1968年以降では過去最多を更新した。高齢者のうちの就業者数の割合は同0・2ポイント上昇して25・1%で、4人に1人を超えた。

15歳以上の就業者の総数（6676万人）に占める高齢者の割合も過去最高の13・6%となった。

政府は人口減に伴う労働力不足対策や、社会保障の「支える側」を増やす目的で、働く意欲のある高齢者の就業機会の確保に力を入れている。今年4月施行の改正高齢者雇用安定法では、70歳までの就労機会の確保を企業の努力義務として定めた。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、総人口に占める65歳以上の割合は2025年には30%となり、第2次ベビーブーム世代（1971年～74年生まれ）が65歳以上になる40年には35・3%に達すると見込まれる。

(4) スイス、同性婚合法化へー国民投票で64%賛成

スイスで同性婚の合法化の是非を問う国民投票が行われ、賛成64.1%で承認された。投票率は52%だった。

政府が掲げた同性婚合法化の政策「結婚をすべての人に」をめぐる、反対派が必要とされる署名数を集めたため国民投票が実施された。

LGBT（性的少数者）の人権活動家、ヤン・ミュラー（Jan Muller）氏は「スイスと、同性カップルの平等にとって歴史的な日となった」と述べた。

同性婚の合法化はスイスで30か国目となる。欧州では、2001年にオランダが世界で初めて同性婚合法化に踏み切ったのを皮切りに、合法化が相次いだ。

カリン・ケラーズッター（Karin Keller-Sutter）司法警察相は、同性婚の合法化は来年7月1日から可能となると語った。

スイスは1942年、同性愛を合法化。同性カップルをパートナーとして認める制度が導入されており、毎年約700組が登録している。ただ、婚姻と同等の権利を保障するものではなく、一方のパートナーの市民権取得や養子縁組などの面で制限が残っている。